

横浜市テレビ・プッシュ補助事業実施要綱

制定 令和6年5月29日 総緊第61号（総務局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市民に対して緊急時に災害情報が届き、適切な避難行動を取ることができるようになることを目的に災害情報等を市民に届けるサービスに対し、補助金を交付することに関して、必要な事項を定める。

2 補助金交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）よこはまテレビ・プッシュ

イツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「事業者」という。）が実施する、防災情報や生活情報をテレビ画面、音声及び光で自動的にお知らせする「よこはまテレビ・プッシュ」のことをいう。

なお、事業者が「よこはまテレビ・プッシュ」とは別のサービスとして提供している「テレビ・プッシュ」は「よこはまテレビ・プッシュ」に該当しないものとする。

（2）初期作業

よこはまテレビ・プッシュを利用するための専用端末（以下「専用端末」という。）の設置及び設定作業のことをいう。

（3）初期費用

専用端末の購入及びその専用端末の初期作業に係る費用のことをいう。

（4）利用者

よこはまテレビ・プッシュの利用者をいう。

（補助対象者）

第3条 この補助金の対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

（1）横浜市民（横浜市内に在住している個人）

（2）災害情報の取得に不安を感じている者

2 次の各号に該当する者は補助対象者としなない。

（1）暴力団員（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者

（2）その他市長が適当でないと認める者

（補助対象事業）

第4条 前条に規定する補助対象者が、次の各号のすべてに該当する場合には、市長は、よこはまテレビ・プッシュを利用する際にかかる初期費用の全部を予算の範囲内において補助することができる。

（1）専用端末の設置場所が横浜市内である。

（2）同一年度内に本補助金の交付を受けていない。

2 補助対象となる専用端末の台数は、利用者1人につき1台までとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、初期費用28,600円とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業者に対しよこはまテレビ・プッシュの加入申し込みを行い、補助金の申請、請求及び受領について、事業者に委任するものとする。ただし、誓約書（第1号様式）の作成は補助金の交付を受けようとする者が実施し、事業者に委任することはできないものとする。

2 事業者は、前項の委任に基づき、横浜市に対して、誓約書（第1号様式）の作成以外の、補助金の申請、請求及び受領にかかる一切の事務を行うものとする。

3 補助金の申請及び実績報告は、補助金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）に、次に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 誓約書（第1号様式）

(2) よこはまテレビ・プッシュの加入申し込みが確認できる書類

(3) 設置場所及び初期作業の終了が確認できる書類

(4) 補助金の申請、請求及び受領についての委任が確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

4 前項で定めていない書類については、補助金規則第5条第3項及び第14条第4項に基づき省略する。

(補助金の交付決定及び補助金額の確定)

第7条 市長は、前条の第3項の規定により補助金交付申請書兼実績報告書を受領した場合は、その内容の審査により、補助対象事業の成果が申請額の全部につき補助金の条件に適合すると認めたときは、申請額の全部につき補助金額を決定し、補助対象事業の成果が申請額の一部につき補助金の条件に適合しないと認めたときは、当該部分を除いて補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（第3号様式）により事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、補助対象事業の成果につき申請額の全部につき補助金の条件に適合しないと認めるときは、申請に係る補助金額の全部を交付しないことを決定し、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条第1号の規定による通知を受けた事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金請求書を受領したときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

3 事業者は、補助金の交付を受けたときは、直ちに事業者が利用者に対して有する初期費用の請求権と利用者が事業者に対して有する補助金交付請求権を相殺するものとする。

(実施状況報告)

第9条 市長は、事業の実施状況について必要があると認めたときは、事業者及び利用者に対して随時報告を求め、調査することができる。

(是正のための措置)

第10条 市長は、第6条の規定による交付申請及び実績報告並びに第9条の規定による実施状況報告を審査した結果、交付の決定内容またはこれに付した条件に適合しないと認められるときは、これに適合させるための措置を事業者及び利用者に対して指示することができる。

(補助金の取消等)

第11条 市長は、横浜市テレビ・プッシュ補助事業（以下、「補助事業」という。）の中止若しくは廃止があった場合又は事業者若しくは利用者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 専用端末（部品含む）の貸付、転売を目的として補助金の交付を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為があったとき。
- (4) 補助金の交付決定内容若しくはこれに付した条件その他関係法令等に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても準用する。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて事業者又は利用者にその返還を命ずるものとする。

(事情変更による届出)

第13条 事業者は、補助金の交付決定を受けた後に事情の変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出て、市長の指示を受けるものとする。

(秘密の保持)

第14条 事業者は、本事業を通じて知り得た情報について、管理を徹底するとともに、他に洩らしてはならない。本事業が終了した後においても同様とする。

(関係書類の保管)

第15条 事業者は、この補助金の交付に関する書類及び電磁的記録を備えるとともに、当該年度終了後5年間保管しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

年 月 日

横浜市テレビ・プッシュ補助事業補助金 誓 約 書

横浜市長

住所

氏名

私は、横浜市テレビ・プッシュ補助事業補助金の交付を申請するにあたり、次の各項目について該当していることを誓約します。

（次の各項目をご確認後、□にレ点を入れてください。）

- ☐ 私は、横浜市民（横浜市内に在住している個人）です。
- ☐ 私は、災害情報の取得に不安を感じています。
- ☐ 私は、暴力団員（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）ではありません。
- ☐ 私は、補助金の交付を受けるにあたっては、よこはまテレビ・プッシュ受信専用端末（部品含む）の貸付、転売を含む、偽り、不正、怠慢、その他不適切な行為は行いません。
- ☐ 私は、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市テレビ・プッシュ補助事業実施要綱を遵守します。

第2号様式

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
氏 名
住 所

上記代理人
法人名
所在地
代表者職氏名

横浜市テレビ・プッシュ補助金交付申請書兼実績報告書

横浜市テレビ・プッシュ補助事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、次のとおり横浜市テレビ・プッシュ補助事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請、報告します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び要綱を遵守します。

1 申請金額

_____円

2 添付書類

- (1) 誓約書（第1号様式）
- (2) よこはまテレビ・プッシュの加入申し込みが確認できる書類
- (3) 設置場所及び初期作業の終了が確認できる書類
- (4) 補助金の申請、請求及び受領についての委任が確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

〇〇 代理人 △△ 様

横浜市長

横浜市テレビ・プッシュ補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

年 月 日付に申請及び実績報告のあった横浜市テレビ・プッシュ補助事業補助金については、次のとおり決定したので通知します。

1 交付金額

_____ 円

2 支払時期

請求書を受理した日から30日以内に補助金を交付します。

3 交付条件

次の項目のいずれかに該当するときは、全額又は一部の返還を求めることがあります。

- (1) 専用端末（部品含む）の貸付、転売を目的として補助金の交付を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為があったとき。
- (4) 補助金の交付決定内容若しくはこれに付した条件その他関係法令等に違反したとき。

第4号様式

第 号
年 月 日

〇〇 代理人 △△ 様

横浜市長

印

横浜市テレビ・プッシュ補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請及び実績報告のあった横浜市テレビ・プッシュ補助事業補助金については、
不交付と決定したので通知します。

(理由)

第5号様式

年 月 日

横浜市長

(申請者)

氏 名

住 所

上記代理人

法人名

所在地

代表者職氏名

印

横浜市テレビ・プッシュ補助事業補助金請求書

年 月 日 第 号で交付決定及び補助金額確定のありました、横浜市テレビ・プッシュ補助事業補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

2 振込先金融機関

振込先	金融機関名	銀行 支店
	預金種別及び口座番号	普通・当座 No.
	口座名義	

(留意事項)

本補助金事業は、申請、請求及び受領委任を受けているため、請求書の押印は省略できません。